

令和5年2月17日	資料4
第31回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

資料4 その他

1. 第8次医療計画について
2. 令和5年度予算事業



1. 第8次医療計画について



■ 意見のとりまとめ 令和4年12月28日 第8次医療計画等に関する検討会

I 医療計画全体に関する事項

3 医療従事者の確保等の記載事項について

(2) 医師以外の医療従事者の確保について

③ 看護職員の確保について

(中略)

感染症の拡大に迅速・的確に対応するとともに、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアの推進のため、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進していく。特定行為研修に係る指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画の策定を必須とするとともに、医道審議会看護師特定行為・研修部会における議論に基づき、都道府県ごとの特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標を設定する。なお、これらの目標数を設定する際には、可能な限り二次医療圏ごとや分野・領域別の設定を検討する。

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 第8次医療計画に記載する事項

- **地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画** 例) 指定研修機関や協力施設の目標数の設定等
- **特定行為研修修了者の就業者数**

■ 目標値設定の考え方（案）

指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修の就業者数については、可能な限り今後の受講意向調査等のニーズを踏まえ、都道府県ごとの足下数をベースに地域の実情に応じた数値目標を定めることとしてはどうか。

その際、専門性の高い看護師の確保に係る以下の観点も考慮することとしてはどうか。

- 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
- 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保
- 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進

特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算5名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各1名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟や介護施設等に1名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100

うち、看護師が常勤換算で5名以上の訪問看護ステーション数：40

40の訪問看護ステーションに1名以上の修了者：40
箇所×1名 = **40名以上**

2

新興感染症等の有事に対応可能な
就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に2名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35

救命救急入院料を算定する病棟数：15

上記の各病棟に最低2名以上の配置：

2名×35 = **100名以上**

3

医療機関における看護の質の向上と
タスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
 - ・ 高度急性期病棟に各勤務帯1名以上、毎日配置するために必要な人数
 - ・ 外科病棟に日勤帯に1名以上、毎日配置するために必要な人数） 等 等

①～③の合計 + α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

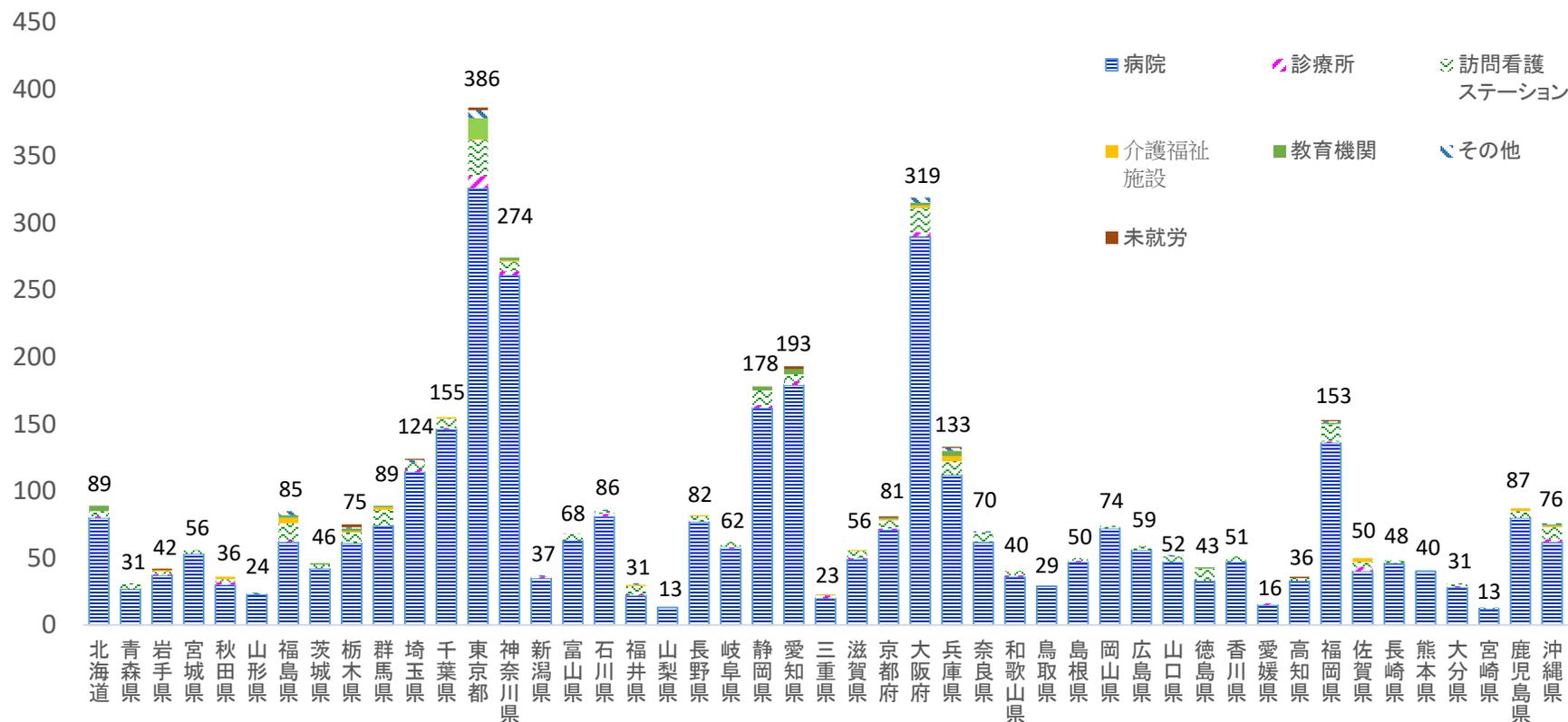
都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

特定行為研修修了者就業状況

【就業場所別】 n = 4,660名

就業場所	病院	診療所	訪問看護 ステーション	介護福祉 施設	教育機関	その他	未就労	不明※1
就業者総数	3,489	47	245	30	44	26	11	768
割合	74.8%	1.0%	5.3%	0.6%	0.9%	0.6%	0.3%	16.5%

【都道府県別】 n = 3,892※2



※1 「都道府県」、「就業場所」のいずれかに回答がない方
 ※2 総数4,660名から※1を除いた数

通知

■ 医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（案）（抄）

1 医療計画に記載する事項

- (1) 地域の実情に応じたして研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画（指定研修機関数や協力施設数の目標の設定等）
- (2) 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標

2 計画の策定に当たっての留意事項

特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた計画（以下「計画」という。）の作成及び特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標の設定にあたっては、地域の実情を踏まえて策定するよう、事前に、地域の医療機関（指定研修機関を含む）や関係団体等と十分な意見調整を行うとともに、以下に留意すること。

(1) 特定行為研修制度等の普及状況の把握

研修体制を整備するにあたって、地域における特定行為研修等の普及の現状を客観的に把握すること。その際、業務従事者届の集計データや指定研修機関数等の国が提供するデータ、独自調査データ等を活用して把握すること。

（現状の把握に必要な情報の例）

- ・ 特定行為研修に係る指定研修機関数、実習を行う協力施設数
- ・ 特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数（総数、特定行為区分別、就業場所別等）
- ・ 医療機関及び訪問看護ステーション等における特定行為研修等の受講希望者等のニーズ
- ・ 医療機関における指定研修機関の指定申請の意向

(2) 課題の抽出

「(1) 特定行為研修制度等の普及状況の把握」で収集した情報により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、研修体制の整備における課題や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業状況における課題を抽出すること。

■ 医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（案）（抄）

（3）数値目標

研修体制の整備（指定研修機関数や協力施設数の目標の設定等）や特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、「（2）課題の抽出」で明確となった課題に対して、指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数について、地域の実情に応じた数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

特に、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数についても目標の設定にあたっては、以下の観点を考慮すること。

①在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進

（目標の例）

在宅・慢性期領域における特定行為研修その他の専門性の高い看護師の就業者数

②新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期治療に対応できる知識と技術を有する看護師の平時からの確保

（目標の例）

新興感染症等の感染拡大等の有事に対応可能な特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数

③看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト／シェアの推進

（目標の例）

医師の時間外労働短縮計画の作成対象となる医療機関等における看護の質の向上とタスク・シフト／シェアに資するに必要な特定行為研修修了者の就業者数

なお、都道府県内に指定研修機関数が極端に少ないなどの研修体制の整備が十分でない場合は、都道府県内の指定研修機関における特定行為研修修了者の状況を元に就業者数の目標値を設定することも考えられる。

■ 医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備等について（案）（抄）

（４）施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「（２）課題の抽出」に対応するよう、「（３）数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業等を立案すること。なお、目標を達成するための施策として、国が実施する事業も積極的に活用すること。

（施策及び事業の例）

- ・ 特定行為研修の受講に係る支援事業（受講料の補助、代替職員の経費補助）
- ・ 指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保や指定研修機関相互のネットワーク形成を目的とした関係団体（者）や医療機関との会議の場の設置、運営に係る事業
- ・ 特定行為研修修了者の活動体制の推進に係る支援やフォローアップ研修の実施、運営に係る事業

（５）評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、１年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況及び現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときには、都道府県は医療計画を変更することとする。

2. 令和5年度予算事業



看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和5年度当初予算案 5.4億円（令和4年度予算額 6.3億円）

事業目的

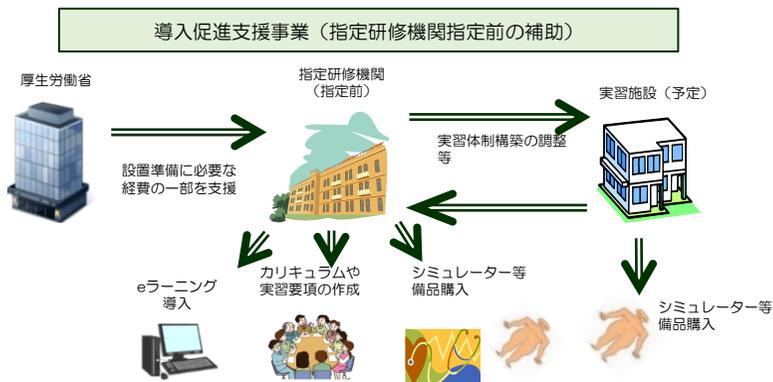
- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

111,335千円（161,826千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】



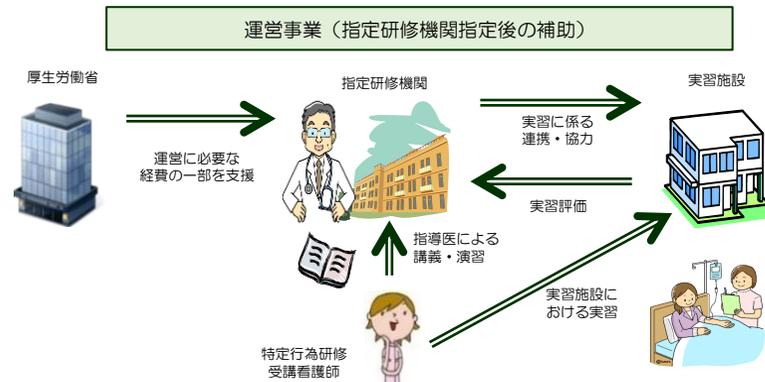
看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円（11,685千円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円（418,018千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和5年度当初予算案：66百万円（66百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成と特定行為を実践していくための研修修了後のフォローアップが重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成及び、修了者のスキルの維持、向上を目指す。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加、特定行為研修修了者の一層の活用の推進を図るため、特定行為研修に対する現場のニーズや特定行為研修修了者の活動の実態、介護保険施設等における研修の受講状況等、特定行為研修の実態や課題について調査・分析等を行う。

2 事業の概要

指導者育成等事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者等育成

- ・ 目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・ 概要：
 - ①指導者（予定者含む）に対して、指導者としての知識・技術の向上を目指す指導者講習会を実施
 - ②特定行為研修修了者を対象とした、修了者が特定行為を実践していくための技術と判断力の向上を図るための講習会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体
- ・ 備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定



○指導者リーダー育成

- ・ 目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・ 概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・ 補助先：公募により選定された団体

実態調査・分析事業

【調査・分析等の内容】

- ① 研修修了者の活動実態や活躍推進に向けた課題等に係る調査・分析等
- ② 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ③ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ④ 特定行為研修修了者による活動の効果等の医療の質に関する多面的なデータの大規模な収集及び分析等。さらに、得られたデータを継続的に収集可能にするための方法とデータの活用方策の検討等
- ⑤ 調査結果の公表・周知 等

◆補助先：公募により選定された団体

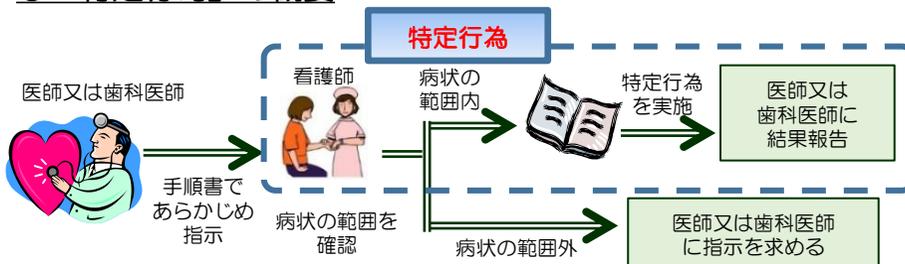
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和5年度当初予算案（令和4年度予算額）医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金24億円の内数）

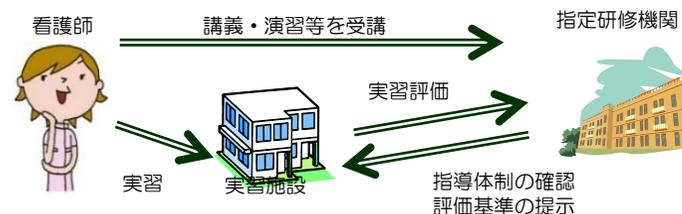
事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

令和5年度当初予算案：1.5億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けた高齢者の増加・人口減少に伴い、医療ニーズの増大とマンパワーの確保や医療従事者の働き方改革に伴う対応が同時に必要になることを踏まえ、引き続き医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師の活躍が求められている。また今般のコロナ禍において、救命救急やICU領域における看護師のニーズが高まり、より高度な技術を持つ救急及び集中治療領域パッケージ研修修了生の増大も求められている。
- 同時に、在宅医療需要の増大に対応するため、地域包括ケアシステムにおいても特定行為研修修了者による効果的・効率的な在宅医療・ケアの実施の推進が求められる。
- 特定行為研修修了者を加速度的に増やすためには、各医療機関等において多くの特定行為研修修了者を輩出する仕組みの構築が必要だが、組織的に特定行為研修修了者の養成・確保を行っている医療機関等は多くない。
- そのため、指定研修機関である医療機関等において看護師の継続教育の一環として特定行為研修を位置づけるなど、**組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援**し、特定行為研修修了者数の増大と円滑な活動環境整備による医療の質向上を目指す。

2 事業の概要等

- ① 指定研修機関である医療機関等に対し、継続教育の一環として3年目以降等の看護師全員に共通科目の学習機会を提供するためのEラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- ② 本事業の周知を目的としたシンポジウムと、本事業を実施する医療機関の取組を支援するための地域別のワークショップを開催する。

○ 実施主体：① 指定研修機関である医療機関等
② 関係団体

○ 補助率：①1/2 ②10/10

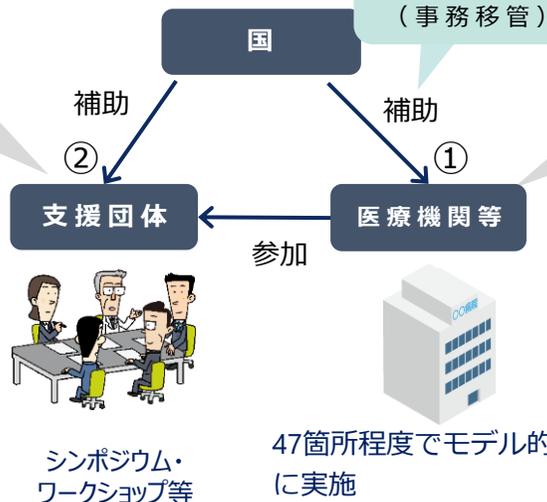
事業スキーム

支援団体の取組

- 【シンポジウム】対象:全医療機関
○本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催（1回）
- 【ワークショップ】対象:本事業を実施する医療機関（看護部長等）
○本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催（全3回）
- 1回目：各医療機関の取組や年間スケジュール等の共有
 - 2回目：取組の進捗や課題の共有及び意見交換の実施、中間報告
 - 3回目：取組の最終報告、次年度に向けた課題や計画の共有

医療計画への
特定行為研修の位置づけ

都道府県
(事務移管)



医療機関等の取組（補助要件）

- 特定行為研修推進委員会の設置
特定行為研修修了者が特定行為を実践できる体制の整備を図る
 - ・ 組織内共通の手順書の作成・見直し
 - ・ 安全な特定行為の実施の確認 等
- 看護師の継続教育の一環としての共通科目の学習機会の提供
- 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置
 - ・ 特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供
 - ・ 臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）(N=431)

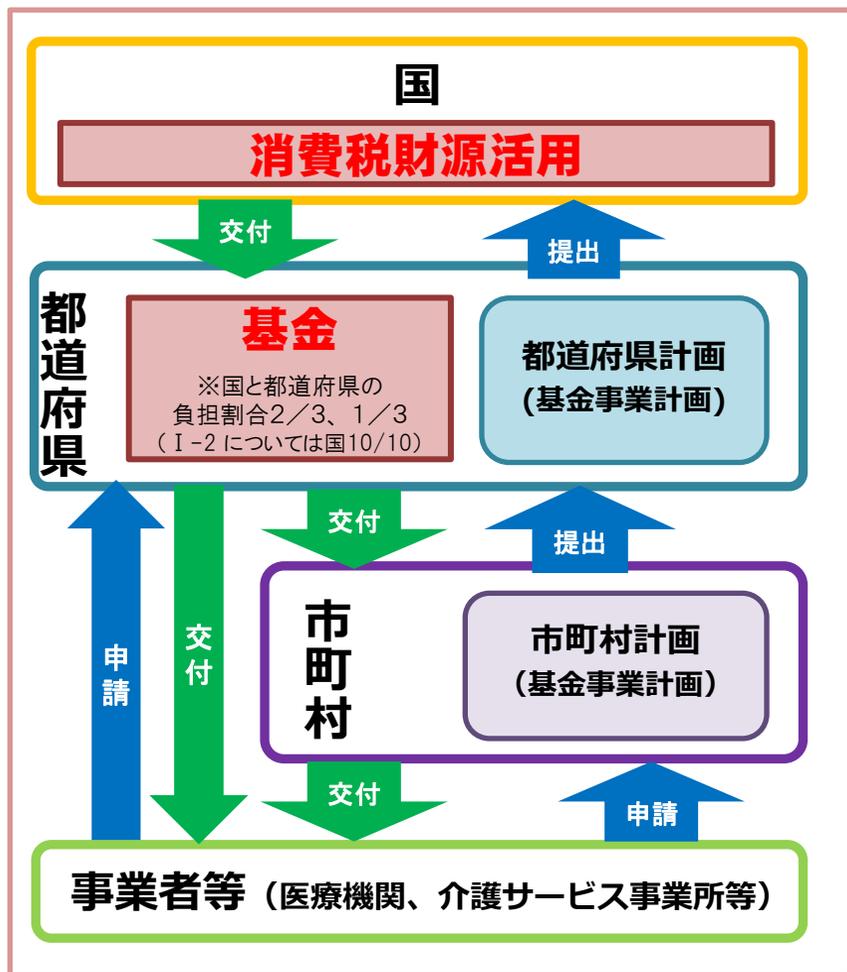


【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

地域医療介護総合確保基金

令和5年度予算案:公費で1,763億円
(医療分 1,029億円、介護分 734億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業①

I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（公費：200億円（国費：133億円））

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

（病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備等の医療提供体制の改革に向けた施設及び設備等の整備）

- ・ 平成28年度末までに策定された地域医療構想に基づいた病床機能の転換等の施設・設備整備に対する助成事業
- ・ ICTを活用した地域医療情報ネットワークの構築を行う事業

I-2. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（公費：195億円（国費：195億円））

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

（「単独医療機関」の取組に対する財政支援）

- ・ 病床数の減少を伴う病床機能再編を行う医療機関に対する支援

（「複数医療機関」の取組に対する財政支援）

- ・ 病床数の減少を伴う統合計画に参加する医療機関に対する支援
- ・ 統合に伴い廃止される医療機関の残債を承継する医療機関に対し発生する利子について支援

II. 居宅等における医療の提供に関する事業（IVと合わせて公費：491億円（国費：327億円））

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

（在宅医療の実施に係る拠点・支援体制の整備）

- ・ 在宅医療の実施に係る拠点の整備 / 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援 / 在宅医療推進協議会の設置・運営 等

（在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成に資する事業）

- ・ 在宅医療の従事者やかかりつけ医の育成 / 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施 等

（その他在宅医療の推進に資する事業）

- ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 / 在宅医療や終末期医療における衛生材料や医療用麻薬等の円滑供給の支援 等

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業②

IV. 医療従事者の確保に関する事業（Ⅱと合わせて公費491億円（国費：327億円））

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

（医師確保対策）

- ・ 地域医療支援センターの運営
- ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施
- ・ 卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与
- ・ 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援
- ・ 女性医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士の復職や再就業の支援 等

（看護職員等確保対策）

- ・ 新人看護職員・看護職員等の質の向上を図るための研修の実施
- ・ 看護職員が都道府県内に定着するための支援
- ・ 看護師等養成所の施設・設備整備、看護職員定着促進のための宿舍整備 等

（医療従事者の勤務環境改善対策）

- ・ 医療勤務環境改善支援センターの運営
- ・ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援
- ・ 電話による小児患者の相談体制や休日・夜間の小児救急医療体制の整備 等

VI. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（公費：143億円（国費：95億円））

医師の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

（労働時間短縮に向けた総合的な取組に対する財政支援）

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等

都道府県における取組（地域医療介護総合確保基金（医療分））

- 地域医療介護総合確保基金の対象事業の取り扱いについて、事業区分Ⅱと事業区分Ⅳにおいては以下のような事例についても、基金を活用することが可能である。（令和3年9月28日 医政地発0928第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」）
- 事業区分Ⅵでは、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組におけるタスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進策の一つとして、特定行為研修修了者の養成等に取り組むことも可能である。

事業区分Ⅱ 標準事業例12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護ステーションに所属する看護師が円滑に特定行為を実施することができるよう、複数の医療機関等が連携して実施する手順書の作成・検証に係る会議費
⇒他の機関と連携して手順書の作成や運用について検証するための会議、検証にあたって先進事例の研修等を行う際にかかる会議費用等

事業区分Ⅳ 標準事業例36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

- ①地域における看護師の特定行為研修修了者確保のため、受講者や受講者の所属する医療機関等に対して支援する受講に係る経費
- ②指定研修機関における研修体制確保のため、指導者の派遣に係る経費

事業区分Ⅵ 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組（タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進）

医師労働時間短縮計画を策定し、勤務医の勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関※が、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組における、タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進の一つとして、特定行為研修修了者の養成や確保等に取り組む場合の経費 ※具体的要件の規定あり。また、診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

※地域医療介護総合確保基金の対象事業は、以下の区分に分類されます。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | II 居宅等における医療の提供に関する事業 |
| III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等） | IV 医療従事者の確保に関する事業 |
| V 介護従事者の各伊保に関する事業 | VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 |